

○優良運転者賞揚実施要領

平成10年3月6日

通達免発第107号

第1 目的

この要領は、長期にわたり、無事故・無違反で経過した運転者を賞揚することについて必要な事項を定めるものとする。

第2 賞揚の対象者

賞揚の対象者は、山梨県内に住所を有する運転免許の保有者で、表彰申請がなされた日からさかのぼって、過去3年以上にわたり中断することなく、無事故・無違反で経過した者（以下「優良運転者」という。）であり、そのことについて証明した自動車安全運転センター発行の無事故・無違反証明書（以下「証明書」という。）を提出した者とする。

第3 賞揚の種別等

- 1 警察本部長又は交通部長は、次により優良運転者を賞揚するものとする。

賞揚の種別	賞揚の基準	賞揚者
金 賞	9年以上の間無事故・無違反であった者	警察本部長
銀 賞	6年以上9年未満の間無事故・無違反であった者	交通部長
銅 賞	3年以上6年未満の間無事故・無違反であった者	交通部長

- 2 賞揚は、優良運転者賞揚手帳（以下「賞揚手帳」という。）及び表彰ステッカー（別記様式第1号）を交付して表彰することにより行うものとする。
- 3 賞揚手帳は、金賞（別記様式第2号）、銀賞（別記様式第3号）、銅賞（別記様式第4号）とし、各種別ごとに被表彰者の氏名、交付番号、無事故・無違反運転の期間及び交付年月日を記載して交付するものとする。

第4 表彰の手続

- 1 表彰申請手続は、原則として運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受ける際に、優

良運転者表彰申請書（別記様式第5号）を提出させて行うものとする。ただし、交通部運転免許課においては、優良運転者表彰申請者名簿（別記様式第6号）に押印させることにより、これに代えることができる。

2 申請者に対しては、申請後速やかに証明書交付申請の手続をさせるものとする。

3 証明書を審査した結果、所定の期間が満たなかったときは、表彰することができない。

第5 表彰者名簿の作成

交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）は、表彰者名簿（別記様式第7号）を備え、所要事項を記載しておくものとする。

第6 指導

免許課長及び警察署長は、免許証の更新の際、優良運転者に対し賞揚に関することについて指導するものとする。

第7 運営等

この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

第8 実施年月日

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

（様式省略）